

国民健康保険税率等が変わります

【令和5年度の国民健康保険税率等について】

生涯にわたって皆さんが安心して医療サービスを受けられるよう、国保財政の健全化と安定した運営を目指し、平成30年度以来国民健康保険税率等の改正を行ってきました。

令和5年度は、所得割税率、被保険者均等割額、世帯別平等割額を改正します。

各年度の税率等

| | | 所得割税率 | 被保険者均等割額 | 世帯別平等割額 |
|----|------------|-------|----------|---------|
| R4 | 基礎課税分 | 4.70% | 24,600円 | 21,200円 |
| | 後期高齢者支援金等分 | 1.79% | 8,800円 | 6,600円 |
| | 介護納付金分 | 1.48% | 8,600円 | 5,700円 |

↓

| | | | | |
|----|------------|-------|---------|---------|
| R5 | 基礎課税分 | 4.99% | 25,000円 | 20,400円 |
| | 後期高齢者支援金等分 | 1.99% | 9,200円 | 6,800円 |
| | 介護納付金分 | 1.67% | 9,200円 | 5,800円 |

【課税限度額の改定】

令和5年3月に地方税法施行令が改正されたことに伴い、国民健康保険税の課税限度額が変わりました。

| | | R4 | R5 |
|-------|------------|------|------|
| 課税限度額 | 基礎課税分 | 65万円 | 65万円 |
| | 後期高齢者支援金等分 | 20万円 | 22万円 |
| | 介護納付金分 | 17万円 | 17万円 |

【軽減基準額の改定】

令和5年3月に地方税法施行令が改正されたことに伴い、国民健康保険税の軽減基準額が変わりました。

世帯主（世帯主が国保加入者でない場合も含む）及びその世帯の国保加入者の総所得金額等（*）の合計が次の基準に該当する場合は、均等割額と平等割額が軽減されます。

（*）…前年の総所得金額等（65歳以上の公的年金所得は15万円を控除した金額、専従者控除は適用前の金額、分離譲渡所得は特別控除前の金額）－基礎控除43万円

| | | R4 | R5 |
|--------------|------|---|---|
| 軽減対象となる所得の基準 | 7割軽減 | 43万円以下+10万円×(給与所得者等の数(※1)-1)以下 | 43万円以下+10万円×(給与所得者等の数(※1)-1)以下 |
| | 5割軽減 | 43万円+28.5万円×加入者と特定同一世帯所属者の数(※2)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下 | 43万円+29万円×加入者と特定同一世帯所属者の数(※2)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下 |
| | 2割軽減 | 43万円+52万円×加入者と特定同一世帯所属者の数(※2)+10万円×給与所得者等の数-1)以下 | 43万円+53.5万円×加入者と特定同一世帯所属者の数(※2)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下 |

※1 一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等の支給（60万円超(65歳未満)又は110万円超(65歳以上)）を受ける者

※2 特定同一世帯所属者は、後期高齢者医療制度に移行する直前の医療保険が国保の方です。

軽減制度は、市民税課に所得申告（又は国保用・簡易申告）がされていないと適用されません。市県民税は非課税となる公的年金等（遺族・障害年金等）のみを受給の方、収入が無く、市県民税の申告を行う予定のない方であっても、申告をお願いします。

【納付が難しい場合はご相談ください】

廃業、失業で前年と比較して著しく所得が減少された方、障がい者や寡婦世帯の方で所得が少ない方などは、減免制度を利用できる場合があります。

国保税の納付が難しい場合は、お早めに保険医療課にご相談ください。

- ★国民健康保険税の納付は便利な口座振替で！
- ★社会保険等が変わったときは手続きが必要です。